第三十四条		
国民年金支給停止事由該当届（様式第四号）	障害年金の国民年金証書	氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書
第三十四条第一号		
（略）	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
第三十六条の二		
（削る）	受給権者は	
（削る）	（削る）	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は
（略）	（略）	厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
二　変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日	二　変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日 二の二　個人番号又は基礎年金番号	
（略）	（略）	
第四十条第二項第四号		
（略）	（略）	

第三十四条		
国民年金支給停止事由該当届（様式第四号）	母子年金の国民年金証書	氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
第三十六条の二		
（新設）	受給権者は	
（新設）	（新設）	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は
（略）	（略）	厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、同一の市町村その他社会保険庁長官の指定する区域内における住所の変更にあつては、障害年金の国民年金証書を添えることを要しない。
二　変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日	二　変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日 二の二　基礎年金番号	
（略）	（略）	
第四十条第二項第四号		
（略）	（略）	

第四十一条第二項第一号、第四十二条、第四十二条の二第二項第一号、第四十二条の三第一号、第四十三条第一号並びに第四十四条第一項第一号及び第二項第一号